

改正

平成20年8月21日告示第100号

平成20年10月28日告示第113号

南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市出身の学生及び生徒に等しく教育を受ける機会を与え、健全な社会の発展に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）に入学又は在学する学生若しくは生徒の保護者で入学又は在学一時金の貸付けを必要と認められる者に対して、融資機関が貸し付ける場合、当該融資機関に対し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより予算の範囲内で大学一時金融資産金に係る利子を補給する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 市内に住所を有し、大学に入学する学生及び生徒の保護者で入学一時金の貸付けを必要と認められる者
- (2) 大学一時金融資産金 融資機関が保護者に対し、大学の入学又は在学するために必要となる学校納付金（入学金、授業料など）、受験に必要とする費用、アパート・マンションの敷金、家賃などに充てるための資金として貸し付ける「教育ローン」をいう。
- (3) 融資機関 市内の金融機関をいう。

(対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 大学に入学を許可された学生又は生徒の保護者であること。

- (2) 経済的理由により貸付けを必要とする者であること。
- (3) 市内に引き続き3年以上居住している者であること。

(補助の対象)

第4条 利子補給金は、融資機関が当該利子補給についてあらかじめ市長が認めた保護者に対し、大学一時金融資産を証書により貸し付けた場合において、1回当り貸付額の200万円を限度に当該融資機関に対し交付する。

(利子補給契約)

第5条 前条の規定による利子補給については、市長と融資機関との間に締結する南相馬市大学一時金融資産利子補給契約書（別記）によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における当該貸付資金の残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く）の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率を乗じて得た金額の合計額とする。

- (1) 国の教育ローン（株式会社日本政策金融公庫が行うもの）を利用した場合 当該資金の貸付利率
- (2) その他の教育ローンを利用した場合 当該資金貸付実行日の国の教育ローンの貸付利率と当該資金の貸付利率を比較してどちらか低い貸付利率

(利子補給金の補給期間)

第7条 融資機関に対する利子補給期間は、貸付実行日から入学の日までの期間及び正規の修業期間内とする。

(申請書の様式等)

第8条 保護者は、利子補給に係る大学一時金融資産の融資を受けようとする場合は、南相馬市大学一時金融資産利子補給金交付申請書（様式第1号）を当該融資機関を経て市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容

を審査し、利子補給をすべきものと認めるときは、速やかに利子補給金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付を決定したときは、南相馬市大学一時金融資産利子補給金交付決定通知書（様式第2号）を当該融資機関を経て、申請者に交付する。

（利子補給金交付の請求）

第10条 融資機関は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における利子補給金交付決定者の補給額を計算した南相馬市大学一時金融資産利子補給金計算書（様式第3号）及び南相馬市大学一時金融資産利子補給金交付請求書（様式第4号）を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定の取消し）

第11条 利子補給金の交付の決定通知を受けた者若しくは融資機関が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、当該融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 貸付金を目的以外の費用に充てたとき、又は貸付けを受けた保護者の保護する学生が中途において退学したとき。
- （2） この告示又は融資機関との間に締結された利子補給契約書の各条項に違反したとき。

（会計帳簿等の整備）

第12条 利子補給金の交付を受けた融資機関及び利子補給の承認の決定通知を受けた者は、利子補給金の収支状況を記載した会計帳簿その他証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出等）

第13条 市長は、利子補給に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、利子補給に係る当該資金の融資に関し、規則及びこの告示に規定する書類のほか、必要な書類の提出を求め、又は当該職員をして当該融資に関する帳簿その他の書類を調査させることができる。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第113号）

この告示は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

別記（第5条関係）

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第10条関係）

別記（第5条関係）

南相馬市大学一時金融資産金利子補給契約書

南相馬市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは南相馬市大学一時金融資産金(以下「資金」という。)の利子補給に関し、次の条項により契約を締結する。

(利子補給金の交付の根拠)

第1条 甲は乙の融資に係る資金につき南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱(以下「要綱」という。)及びこの契約書の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

(利子補給の申請及び承諾)

第2条 乙の貸付けに対し、甲の行う利子補給は、要綱第9条第2項の規定により資金を借り受けようとする南相馬市内に住所を有し、大学に入学する学生及び生徒の保護者(以下「保護者」という。)が乙を経て提出する南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付申請書に基づき、甲が南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付決定通知書(以下「利子補給金交付決定通知書」という。)を当該保護者に交付することによって行う。

(貸付義務)

第3条 保護者が資金の借り入れについて利子補給金交付決定通知書を乙に提出したときは、乙はその日から1ヶ月以内に貸し付けなければならない。

(貸付報告)

第4条 乙は前条の規定により貸し付けしたときは、当該貸付日の属する月の翌月5日までにその旨を甲に対し報告するものとする。

(利子補給金の額)

第5条 甲が乙に対し交付する利子補給金の額は、要綱第6条に規定する方式により算出して得た額とする。

(利子補給金の請求期限及び請求の様式)

第6条 乙は甲に対し利子補給金の交付を請求するときは、要綱第6条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金にあつてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金にあつてはその翌年の1月31日までに南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付請求書(以下「利子補給金交付請求書」という。)により行うものとする。

(回収状況の報告)

第7条 乙は甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとに文書により甲に報告しなければならない。

2 乙は前項の規定により報告するときは、利子補給金交付請求書に添えてするものとする。

(注意義務)

第8条 乙は常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

(契約の変更と協議)

第9条 甲及び乙においてこの契約の条項の変更を必要とするときは、その都度甲乙両者の協議により定める。

(疑義等の協議)

第10条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については甲乙両者の協議により定める。

(契約書の作成部数及び保管)

第 11 条 この契約書は 2 通作成し、甲及び乙において各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 南相馬市原町区本町 2 丁目 27 番地

南相馬市 印

乙 南相馬市

金融機関 印

様式第1号（第8条関係）

南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付申請書

年 月 日

（ 金融機関経由）
南相馬市長

申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

下記により大学一時金融資産金利子補給を受けたいので、南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

資金の種類		借入時期					
貸付利率		償還期限					
借入金額	円						
入学者・在学者氏名	フリガナ						
生年月日	年 月 日	年齢	歳				
学 校 名							
学 部 ・ 学 科							
入 学 年 月	年 月	卒業予定年月	年 月				
修 業 期 間	年						
家族の状況	氏 名	続柄	年齢	職業	勤務先又は 在学先	前年の収入 (税込)	前年の所得金額
	1					万円	万円
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
合 計							

添付書類

- 1 大学に入学又は在学することを証明するもの
- 2 所得証明書(前年の世帯の所得がわかるもの)

様式第2号（第9条関係）

南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付決定通知書

南相馬市大学一時金融資産金利子補給決定番号 年 第 号
(金融機関経由)

様

年 月 日付で利子補給金交付申請のあったこのことについて、南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

南相馬市長

記

資金の種類	
借入金額	円
借入時期	
利子補給対象額	円
利子補給期間	年 月から 年 月まで
入学者・在学者氏名	
交付の条件	<ol style="list-style-type: none">1 南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱第6条に規定する方式により算出して得た額を利子補給します。2 利子補給期間は、貸付実行日から入学の日までの期間及び正規の修業期間内です。3 貸付金を目的以外の費用に充てたとき、又は貸付けを受けた保護者の保護する学生が中途において退学したときは、速やかに市長に届け出てください。

様式第4号（第10条関係）

南相馬市大学一時金融資産金利子補給金交付請求書

年 月 日

南相馬市長

所在地
名称
代表者氏名

印

南相馬市大学一時金融資産金利子補給要綱第10条の規程により、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

1 利子補給請求額
内 訳

円

区 分	期首残高 ①	期間中の増減高			期末残高 ②	利子補給金
		新規融資 ③	融資返済 ④	融資完済 ⑤		
件 数						
金 額						

注 金額 ① + ③ - ④ = ②
件数 ① + ③ - ④ = ②

2 添付資料 南相馬市大学一時金融資産金利子補給計算書

○南相馬市補助金等の交付等に関する規則

平成18年1月1日規則第38号

南相馬市補助金等の交付等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- (4) 間接補助金等
 - ア 市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアに規定する給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- (5) 間接補助事業等 前号アの給付金の交付又は同号イの資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- (6) 間接補助事業者等 間接補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って、誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うよう努めなければならない。

2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、別に定める書類

3 市長は、別に定めるところにより、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるべ

きこと。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の剰余金が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべきこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、補助金等に前2項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行されるために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、

又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を施行することができなくなった場合

3 第7条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。

(状況報告又は調査)

第11条 市長は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第12条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から2月以内で別に定める期日までに行わなければならない。

（補助金等の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第13条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金等交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に返還した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及び従物
 - (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの
- 2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が県の交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町補助金等の交付等に関する規則(昭和51年小高町規則第6号)、鹿島町補助金等の交付等に関する規則(平成元年鹿島町規則第7号)又は原町市補助金等の交付等に関する規則(昭和48年原町市規則第

18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。